

愛西市下水道事業が取り組む料金改定について

1. 下水道使用料の見直しをする理由について

- ① 農業集落排水事業（佐屋・立田・八開区域）及びコミュニティ・プラント整備事業（佐屋区域）は、佐屋・立田区域において、平成24年度に管理運営を地元管理組合から本市へ移管され、処理施設ごとに異なる使用料を区域単位で統一を図りました。佐屋区域は、水量制の基本使用料と超過使用料を統一、立田区域は、世帯当たり基本使用料に人員割を加算する料金体系から水量制へ変更しました。料金体系は水量制になりましたが、基本使用料と超過使用料は異なります。八開区域においては、当初より村営であり、平成21年度に使用料の値上げが行われましたが、料金体系の変更は無く世帯当たり基本使用料に人員割を加算して算定しています。

地域し尿処理施設（佐織区域）の使用料は、平成24年度と31年度に料金改定を行っていますが、団地単位（東八幡・西八幡・諸桑）で世帯当たりの使用料は異なります。現在の移管計画では、令和7年度に指定管理者制度から公営企業会計へ移行し、コミュニティ・プラント整備事業の運営を目指しています。その後、令和12年度までに公共下水道事業へ編入し処理施設を廃止します。

以上のことから、農業集落排水事業等（コミ・プラを含む）及び地域し尿処理施設において、区域及び団地単位で使用料の算定方法は異なり料金格差は解消されていない状況です。地方自治法第244条（公の施設）第3項は、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定められ、公平性の観点から優先的に統一を目指した使用料の見直しを検討する必要があります。

- ② 近年の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、人口減少に伴う収入減少の一方で老朽化施設等の改築・更新や災害対策は急務となっています。また、令和元年度より特別会計から移行した地方公営企業会計は独立採算制を原則としていますが、基金の取崩しと一般会計からの繰入れによって補てんしている状況です。将来にわたり持続可能な下水道事業の運営において、下水道利用者の使用料で賄うため財源の確保が必要です。
- ③ 各下水道事業及び地域し尿処理施設において、高齢者の一人暮らしが増加する中、負担軽減を目的として10^mまでの基本使用料を0^mから始まる小容量制の見直しについても併せて検討します。

2. これからの具体的取り組みについて

- ① 愛知県と協働して策定している広域化・共同化計画に基づき、コミュニティ・プラント整備事業（地域し尿処理施設を含む）は、令和12年度までに公共下水道事業へ編入し4施設を廃止します。また、農業集落排水処理施設は、令和25年度までに19施設から9施設に統廃合することで更新費用及び維持管理費の削減に努めます。
- ② 第2次愛西市下水道事業経営戦略に掲げる水洗化率向上の取り組みは、公共下水道事業の令和3年度水洗化率59%から令和14年度までに90%にする目標としています。下水道を有効活用するため、効果の高い集合住宅や事業所等を対象に訪問による接続促進の啓発活動を行うことで接続率の向上を図り財源確保に努めます。
- ③ 第2次愛西市下水道事業経営戦略に基づき、下水道事業の健全な経営を確保するため毎年度に経営指標及び収支状況を検証します。下水道使用料の料金改定後は、概ね3年を目安に社会情勢や下水道需要の動向に応じて使用料の検討を行います。

◆区域別の料金体系及び管理者

区域名	事業名	処理区	供用開始	・当初の料金体系 ・当初の管理者	・改定後の料金体系 ・現在の管理者
佐屋	集落排水	3	H8～16	・処理区毎水量制 ・地元管理組合	・H24～ :区域統一水量制 ・H24～:愛西市
	コミプラ	1			
立田	集落排水	9	H12～21	・処理区毎人員割制 ・地元管理組合	・H24～ :区域統一水量制 ・H24～:愛西市
八開	集落排水	7	H10～18	・区域統一人員割制 ・旧八開村	・H21～ :区域統一人員割制 ・合併後:愛西市
佐織	地域し尿	3	H10～15	・処理区毎定額制 ・地元管理組合	・H24、31 :処理区毎定額制 ・地元管理組合